

地域医療構想について

背景

- 平成26年6月に国において、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護総合確保推進法」が公布
- 都道府県は平成27年度以降、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用し、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す「地域医療構想」を策定

病床機能報告制度(平成26年10月～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

- ・医療機能の分類は以下のとおり。

高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

- ・医療機関は、一般病床及び療養病床について、病床が担う医療機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告する。
- ・医療機能については、定性的な基準による自己申告に基づき、病棟単位で「現状」と「今後の方向」を報告するもの。

(参考)最終集計結果

東京都(現状) 高度急性期29.4%、急性期40.9%、回復期6.7%、慢性期23.0%

地域医療構想(平成27年度～)

- 「地域医療構想」は2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの
- 国は、都道府県における地域医療構想策定のためのガイドラインを策定(平成27年3月発出)

- ・地域医療構想(ビジョン)の内容は以下のとおり。

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備整備、医療従事者の確保・養成等

- ・機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整

(参考)医療計画との関係

- 地域医療構想は医療計画の一部であり、平成25年改定の医療計画に追記
- 平成30年度以降は、介護保険事業支援計画の改定とあわせ、6年ごとに策定

医療機能の分化・連携に係る取組の流れ

平成26年10月 病床機能報告制度 運用開始

平成27年3月 (国)ガイドライン作成

平成27年度以降 (都)地域医療構想 策定開始

推進のための仕組み

機能分化・連携を実効的に推進

1. 地域医療構想調整会議の設置

2. 地域医療介護総合確保基金

3. 都道府県の役割強化

4. 診療報酬